

高山市告示第79号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第27条第1項の規定による措置（車両による許可なき占有の除却）を命ずべき者が確知できないため、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年7月28日

高山市長 田 中 明

記

- 1 放置場所 高山市下林町1165番地10（中山公園第一駐車場）
- 2 台 数 登録のない車両（ナンバープレートのない車両） 3台
 - ・普通自動車 シボレー アストロ 白色
 - ・軽自動車 ミツビシ トッポ 青・銀色
 - ・軽自動車 スズキ ワゴンR 銀色
- 3 期 限 令和8年8月3日

なお、期限までに除却されないときは、高山市が一時的に保管を行う。高山市が保管を開始したときは、都市公園法第27条第5項に基づき公示を行う。